平成２３年（フ）第１６４８号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目７番６号インターコート103号
債務者　押切　美奈（旧姓富樫・齋藤）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５６号
札幌市中央区北４条西26丁目２番15―102号
債務者　笠谷　信也
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６３号
北海道恵庭市有明町３丁目６番５―201号
債務者　合田　　忍（旧姓岩崎・長妻）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８号
北海道名寄市西３条北１丁目６番地２　名寄西３条社宅202
債務者　片山　　忍（旧姓掛村）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第１２号
北海道名寄市風連町字中央1793番地
債務者　原子志津子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第１５９号
群馬県高崎市箕郷町矢原429番地８
債務者　竹田　美幸
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２６号
群馬県藤岡市藤岡514番地23、居所栃木県大田原市寒井1466番地２
債務者　中野　祐治
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２９号
群馬県高崎市倉賀野町1692番地１
債務者　高橋　秀明
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３０号
群馬県高崎市倉賀野町1692番地１
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０７号
岐阜県多治見市幸町３丁目61番地の17
債務者　ブライカー恵美子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１１０号
岐阜県土岐市泉町大富1935番地の373
債務者　吉田ケサミ
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１１３号
岐阜県多治見市西坂町３丁目221番地
債務者　柴田　華苗
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１４３８号
名古屋市中川区南脇町３丁目６番地　パインハウス105号
債務者　ファンシーショップファインこと　佐藤　秀行
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７３号
名古屋市港区稲永５丁目13番59号
債務者　中尾香緒里（旧姓野口・沓名）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４５号
名古屋市港区当知３丁目1401番地の１　エスポア当知1102号
債務者　岩越五知子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
長崎県五島市富江町黒瀬496番地７
債務者　吉原　俊一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第４３号
青森県十和田市西二十一番町18番１号、住民票上の住所青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋16番地106
債務者　木村　基子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
青森地方裁判所十和田支部